

労働基準広報 2017 No.1924

5/21

CONTENTS

特集 「働き方改革実行計画」の内容① ————— 6

時間外の限度基準を法律に格上げ 違反には特例を除いて罰則を課す

政府は3月28日、①法改正による時間外労働の上限規制の導入など長時間労働の是正、②同一労働同一賃金の実効性を確保する法改正など非正規労働者の処遇改善——などを柱とする「働き方改革実行計画」を決定した。柱の1つである長時間労働の是正では、3月13日の時間外労働の上限規制等に関する労使合意を踏まえ、週40時間を超えて労働可能となる時間外労働の限度を、原則として、月45時間、かつ、年360時間とし、違反には罰則を課すとしている。これは、現行の時間外労働の限度基準告示を法律に格上げし、罰則による強制力を持たせるものとなっている。(編集部)

●トピック/職業紹介事業と労働者派遣事業 の許可基準の改正 ————— 12

面積や教育訓練の交通費負担の要件 を改正して今年5月30日から適用

(編集部)

●裁判例から学ぶ予防法務〈第30回〉 ————— 14

野村證券元従業員事件

(東京地裁 平成28年3月31日判決)

同業他社に転職した元従業員に退職加算金の返還を請求

退職後の競業禁止特約は合理的な 範囲、期間、地域に限定する必要が

(弁護士・井澤慎次)

●行政案内/平成29年度 全国安全週間実施要綱 ————— 32

〈今年度のスローガン〉

組織で進める安全管理

みんなで取り組む安全活動

未来へつなげよう安全文化

●NEWS ————— 1

(厚労省・29年度の地方労働行政運営方針を策定)新ガイドラインに基づく時間管理を指導/(27年度・職業紹介事業の状況)常用求人数は前年度比8.7%増の約557万件/(毎勤統計・28年年末の賞与)2年連続で前年下回り0.1%減の37万162円/ほか

●知っておくべき職場のルール ————— 36

〈第62回〉「労災保険給付⑧ 二次健康診断等給付」
災害発生に基づく給付ではなく
健診で異常所見認められた場合に

(編集部)

●本誌読者アンケート — 39 ●連載 労働スクランブル⑧(労働評論家・飯田康夫) — 40 ●労務資料 平成28年 就労条件総合調査結果② ~ 労働時間制度 ~ — 42 ●わたしの監督雑感 千葉・元 船橋労働基準監督署長 小幡勝雄 — 54 ●今月の資料室 — 56

アンケートへのご協力をお願い致します(39ページ)

労務相談室

回答者

| | | | |
|------|---------------------------------|----|----------|
| 賃金関係 | 〔労働者が本人名義の振込口座指定も現金払い希望〕 応じる必要は | 48 | 弁護士・新弘江 |
| 派遣法 | 〔クーリング期間日数3ヵ月と3ヵ月1日〕 どちらが正しいか | 50 | 弁護士・平田健二 |
| 懲戒 | 〔副業をしている社員に残業命令〕 副業理由に断られたが | 52 | 弁護士・小川和晃 |

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

本誌ご購入の皆様へ

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内